



字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営農地整備事業窪田地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和4年3月16日

朝日町長 笹原 靖



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「窪田」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
朝日町	三枚橋	和合	229番1、229番2、230番、1000番、1001番、1002番、1003番、1004番、1005番
	金山		132番、133番、134番、135番、136番、137番の一部、170番の一部、171番
	金山	坂下	2414番、2415番、2416番、2417番

上記の区域内にある公有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
朝日町	窪田	柳道下	97番

上記の区域内にある公有地の全部を含む。